

「週休 2 日取得モデル工事（港湾工事）」
（令和 6 年 1 月試行）
実施要領

令和 6 年 1 月 4 日以降適用

新潟市

「週休2日取得モデル工事」（令和6年1月試行）実施要領【港湾工事】

1 目的

建設産業においては担い手確保・育成を進めるためには、労働環境の改善等を推進していく必要があり、「働き方改革」が急務になっている。新潟市としては、官民一体となった建設産業の「働き方改革」が加速するよう、土木工事において平成29年度から「週休2日取得モデル工事」の試行を実施してきたところだが、更なる週休2日の浸透を図るため、港湾工事においても「週休2日取得モデル工事」の対象とし、本要領により試行する。

2 試行対象工事

令和6年1月4日以降に入札の公告を行う港湾工事に適用する。

当初設計額が10,000千円以上（税込）の港湾工事で受注者が希望したものを対象とする。

3 試行対象外工事

発注者が「週休2日取得モデル工事」に適さないと判断した工事は対象外とする。

また、以下に該当する工事は、原則対象外とする。

- (1) 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事。

なお、「週休2日取得モデル工事」制度の試行対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日取得モデル工事」制度に取り組む旨の協議があり、発注者が週休2日に起因する工期変更をせずに工事目的を達成可能と判断できる場合には、「週休2日取得モデル工事」制度を適用できるものとする。なお、試行の流れについては実施要領によるものとするが、週休2日に起因する工期変更は行わない。

3 「週休2日取得モデル工事」の試行内容

【工事現場】

- (1) 原則、対象工事現場において、完全週休2日^{※1}を確保することとする。（なお、警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については対象としない。）
- (2) ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休2日を確保できない場合は、振替休日により、週休2日（4週8休以上）を確保するものとする。

※1 完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することをいう。

【技術者】

- (3) 対象者は、現場代理人・主任技術者・監理技術者とし、週休2日（4週8休以上）を確保するものとする。（内業のみの日は勤務日として扱う。）

4 試行の流れ

【発注時】

- (1) 発注者は、試行対象工事を発注する場合は、設計書に『「週休2日取得モデル工事」特記仕様書【港湾工事】』を添付する。

【試行工事の契約後から竣工まで】

- (2) 受注者は、受注後速やかに「週休2日取得モデル工事」希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

協議の結果、「週休2日取得モデル工事」を行わない場合は、本試行要領によらず施工するものとする。

- (3) 発注者は、4（2）の協議が整ったら、週休2日の工程を確保するために必要な日数を受発注者協議のうえ決定し、速やかに工期変更を行うこととする。（ただし、繰越が予想される工事^{※2}においては、議会承認後、工期変更を行う際に、上記による必要な日数を付与することとする。）

※2 「週休2日取得モデル工事」の実施が繰越理由にはなりませんので、留意願います。

- (4) 受注者は、施工計画書の提出時に、工事現場および技術者の週休2日の取得が確認できる工程表^{※3}（任意様式）を監督員へ提出する。（ただし、工事現場においても、技術者においても、ともに、4週8休相当^{※4}以上の計画とする。）

※3 休日に偏り等（工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定）が生じないよう、留意願います。

※4 4週8休相当とは対象期間（年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除く）の28分の8以上の休日を確保することをいう。

- (5) 受注者は、「週休2日取得モデル工事」である旨（任意様式）を、工事看板等で施工現場に掲示する。

- (6) 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

- (7) 発注者は、受注者と必要に応じ、休日の取得状況および工程の進捗状況について

確認する。

- (8) 受注者は、作業日報・出勤簿等により、工事現場の休日取得実績が確認できる様式（休日取得実績表）を作成し、現場完了日以降、監督員へ速やかに提出する。
- (9) 受注者は、作業日報・出勤簿等により、技術者の休日取得実績が確認できる様式（休日取得実績表）を作成し、竣工書類に添付する。
- (10) 発注者は、工事現場および技術者の週休2日の確保状況を以下により確認する。

《【工事現場】の確認方法》

現場閉所実施日数 (b) \geq 実施対象期間 (a)^{※5} から算出される現場閉所日数^{※6}
(= 実施対象期間 (a) \times 8 / 28)

※5 実施対象期間 (a) とは、現場着手日^{※7} から現場完了日^{※8} のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等^{※9}を除いた期間をいう。

※6 現場閉所日とは、土・日・祝日を問わず、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所する日をいう。

※7 現場着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。

※8 現場完了日とは、工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。

※9 年末年始6日間・夏季休暇3日間等とは、年末年始6日間・夏季休暇3日間の他、下記期間をいう。

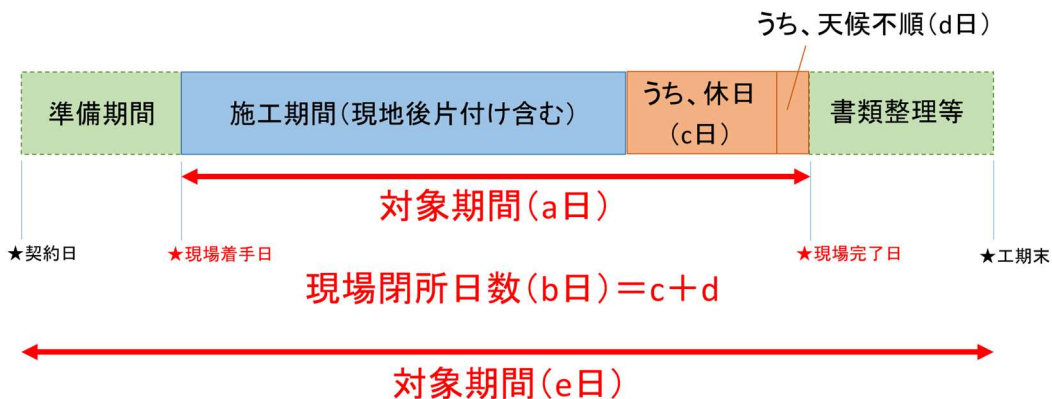
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

《【技術者】の確認方法》

対象者休日取得日数 \geq 実施対象期間 (e)^{※10} から算出される対象者休日日数
(= 実施対象期間 (e) \times 8 / 28)

※10 実施対象期間 (e) とは、契約日から工期末のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等^{※6}を除いた期間をいう。

《参考イメージ》



※年末年始・夏季休暇等を挟む場合は、対象期間より除くこと。

(11) 発注者は、工事現場が週休2日を確保した場合、労務費・機械経費（賃料）・間接工事費率及び市場単価に以下の補正係数を乗じて設計変更を行う。また、標準単価は週休2日（4週8休相当）を確保した場合の標準単価を計上し設計変更を行う。

ただし、週休2日を確保できなかった場合は、補正は行わない。

・ 4週8休相当以上の現場閉所が達成できた場合

【労務費】	1. 0 5
【機械経費（賃料）】	1. 0 4
【共通仮設費率】	1. 0 2
【現場仮設費率】	1. 0 3

※ 港湾工事では4週8休相当以上の現場閉所が達成できた場合が補正対象

【市場単価の労務費】 工種毎に補正係数を設定
 別紙「週休2日取得モデル工事」（令和6年1月試行）
 市場単価補正係数一覧表による

【標準単価】 週休2日を確保した場合の標準単価を計上

※ 補正係数を乗じる際の計算方法は、別添「市場単価の週休2日補正に係る計算順序及び端数処理（港湾）」を参照のこと。

※ アスファルトマット（工場製作）設置及びゴム系マット（再生）設置については、枚当り単価及び函当りに変換した単価（小数1位切捨て）に週休2日補正係数を乗じ、小数1位切捨てとする。

※ 鉄筋加工組立については単位を t から k g へ変換して採用していることから、小数3位切捨てとする。

【検査後】

(12) 発注者は、週休2日（4週8休相当）を取得した場合、工事成績評定において加点評価^{※11}するものとし、取得できない場合であっても、減点評価は行わないものとする。（なお、技術者が週休2日（4週8休相当）を達成せず、工事現場のみが週休2日（4週8休相当）を達成した場合、社会性のみを加点評価する。同様に、工事現場が週休2日（4週8休相当）を達成せず、技術者のみが週休2日（4週8休相当）を達成した場合、創意工夫のみを加点評価する。）

工事成績の加点方法

創意工夫	社会性	合計得点
技術者が週休2日 （4週8休相当）を達成	工事現場が週休2日 （4週8休相当）を達成	
+3点（+1.2点）	+5点（+1.0点）	+2.2点

※11 週休2日の取得が4週8休相当未満の場合、加点評価の対象にはなりませんので、留意願います。

(13) 受注者は、様式（アンケート）を入力し、監督員に電子データを提出する。

※未実施の場合は提出が必須、実施の場合の提出は任意とする。